

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月10日
【計算期間】	第25特定期間（自2018年12月11日至2019年6月10日）
【ファンド名】	BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー
【事務連絡者氏名】	木暮 恵子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー
【電話番号】	03-6377-2929
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

目 的

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に欧州主要国の株式へ投資を行うことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 （ ）
追加型	内 外	資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ²
--------	------	--------	------	--------------------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (株式)) ¹	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

1 投資収益は実質的に欧州の株式の動きに応じて決まりますが、組入れている資産そのものは投資信託（マザーファンド）です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色



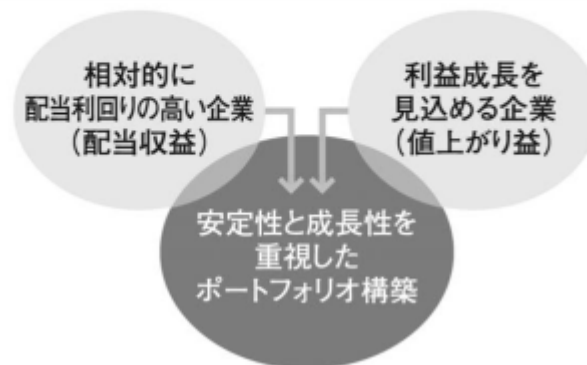
欧州主要国の株式を主な投資対象とします。

主に、欧州の主要金融商品取引所に上場されている企業の株式に投資します。

主要投資対象国は、MSCI欧州株価指数の構成国及びEU加盟国とします。

- ・相対的に配当利回りが高く、増配の可能性のある企業に投資します。
- ・高配当だけでなく、利益成長性の観点からも銘柄を選択します。
- ・企業統治（コーポレート・ガバナンス）の観点も銘柄を選択する要因となることがあります。

当ファンドの銘柄選択及びポートフォリオ構築手法



2

組入株式の配当金及び値上がり益を主な原資として、収益分配方針に基づき分配を行うことを目指します。

- ・毎月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- ・組入株式の配当金などを原資として、毎決算時に安定分配を行うことを目指します。
- ・毎年2月、5月、8月及び11月の決算時には、配当等収益に加え、値上がり益からも分配を行うことを目指します。

※分配については、委託会社の判断で行わない場合もあります。

3

外貨建資産への投資に当たっては、原則として為替ヘッジは行いません。

欧州株式の相対的に高い配当利回りを享受するために、原則として為替ヘッジは行いません。

4

BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスが運用を行います。

マザーファンドの運用の指図に関する権限をBNPパリバ・アセットマネジメント・フランスに委託します。当ファンドの実質的な運用は、BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスが行います。

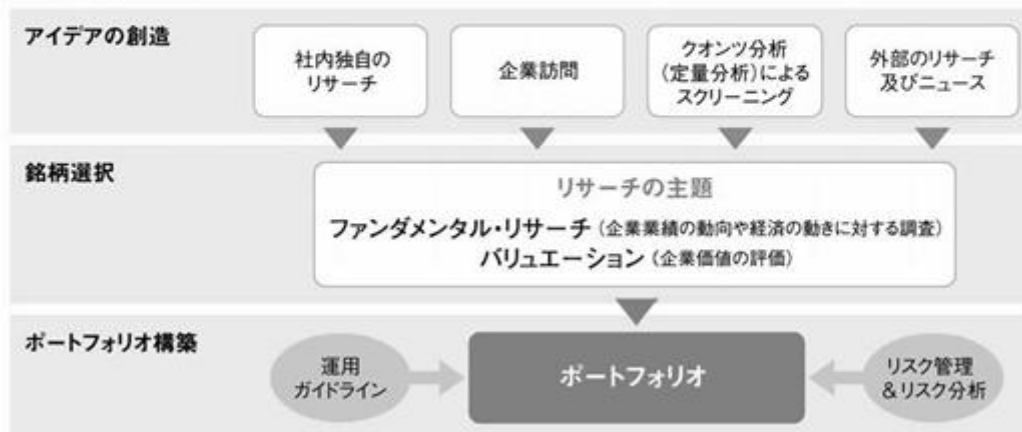
BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス

BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスは、BNPパリバグループの資産運用部門におけるフランスの拠点です。株式ファンドに加え、債券ファンド、ストラクチャードファンド、マネーマーケットファンド等の様々なファンドの運用を行っています。

・運用に当たっては、独自の調査に基づくボトムアップ・アプローチの銘柄選択により、ポートフォリオを構築します。

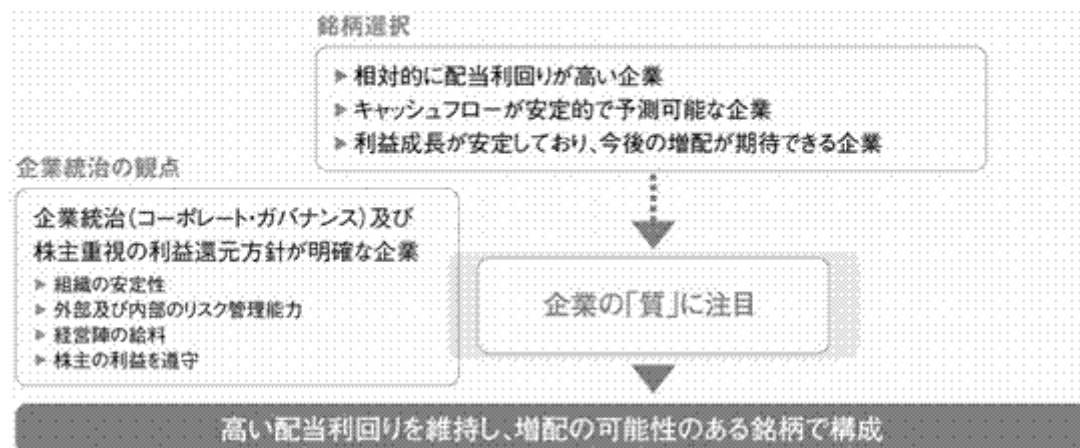
・配当利回りだけでなく、利益成長が安定しているかどうかも銘柄選択の基準となります。

■投資プロセス



■銘柄選定プロセス

ファンダメンタル・リサーチが銘柄選定プロセスの中心を占めます。運用者とアナリストが企業訪問を行い、または、経営陣と直接コンタクトをとり、下記のプロセスにより株価の本質的な価値を評価します。



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

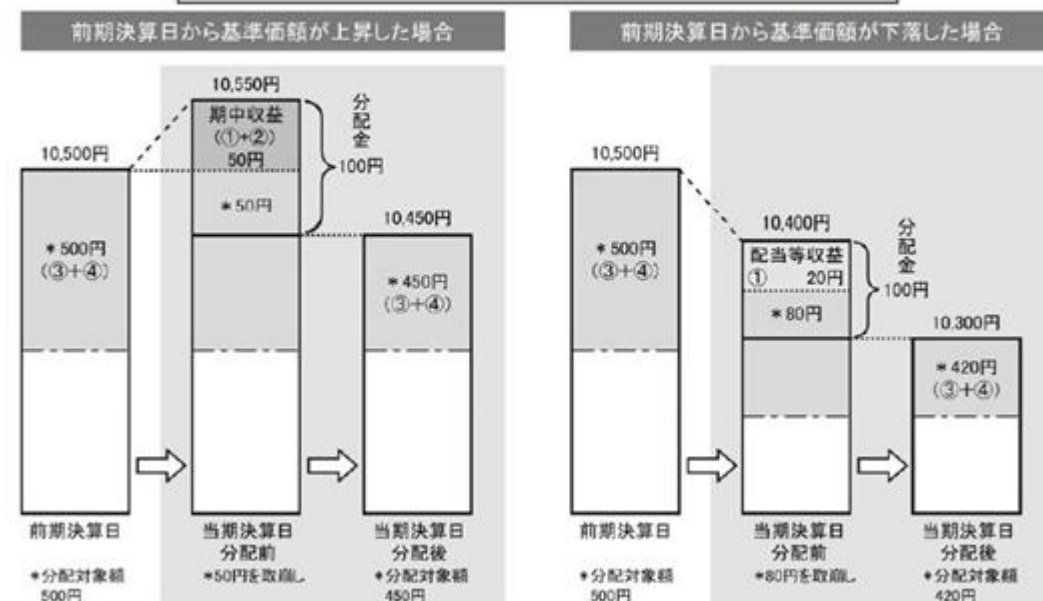
〔収益分配金に関する留意事項〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

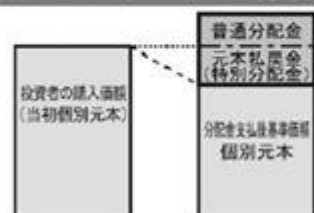


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年1月30日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

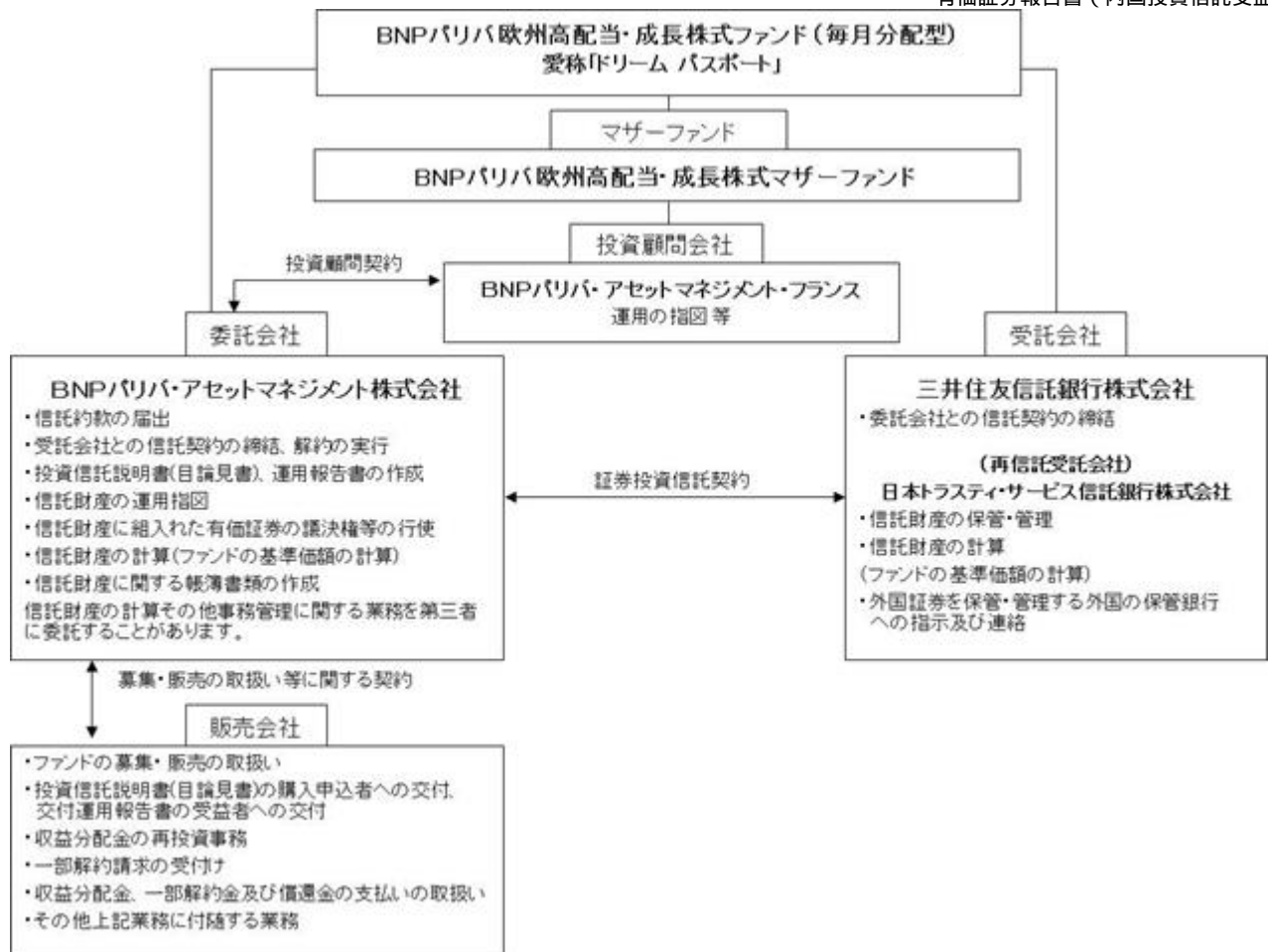
a. ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまの資金をまとめてベビーファンド（BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型））とし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンド（BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。マザーファンドの運用の指図に関する権限をBNPパリバ・アセットマネジメント・フランスに委託します。
《受託会社》 三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《投資顧問会社》 BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス	マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図等を行います。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

*投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に関する業務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（2019年6月末現在）

資本金 1億円

沿革

1998年11月9日 会社設立
 1998年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
 1999年2月26日 証券投資顧問業の登録
 2000年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
 2000年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
 2000年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
 2010年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更
 2017年12月1日 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に社名変更

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	169,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目的として運用を行います。

b. 投資態度

< BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型）の投資態度 >

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の主要金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている企業の株式及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に実質的に投資を行い、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

運用にあたっては、独自の調査に基づくボトムアップ・アプローチの銘柄選択により、ポートフォリオを作成します。

株式への実質的な組入比率は高位に保つことを基本とします。

外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの投資態度 >

当ファンドは、欧州の主要金融商品取引所に上場されている企業の株式及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に投資を行い、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

運用にあたっては、独自の調査に基づくボトムアップ・アプローチの銘柄選択により、ポートフォリオを作成します。

株式への組入比率は高位に保つことを基本とします。

外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスに運用の指図に関する権限を委託します。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限りま。

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

- b. 委託会社は、信託金を、主としてBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたBNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの受益証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券及び12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13及び14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

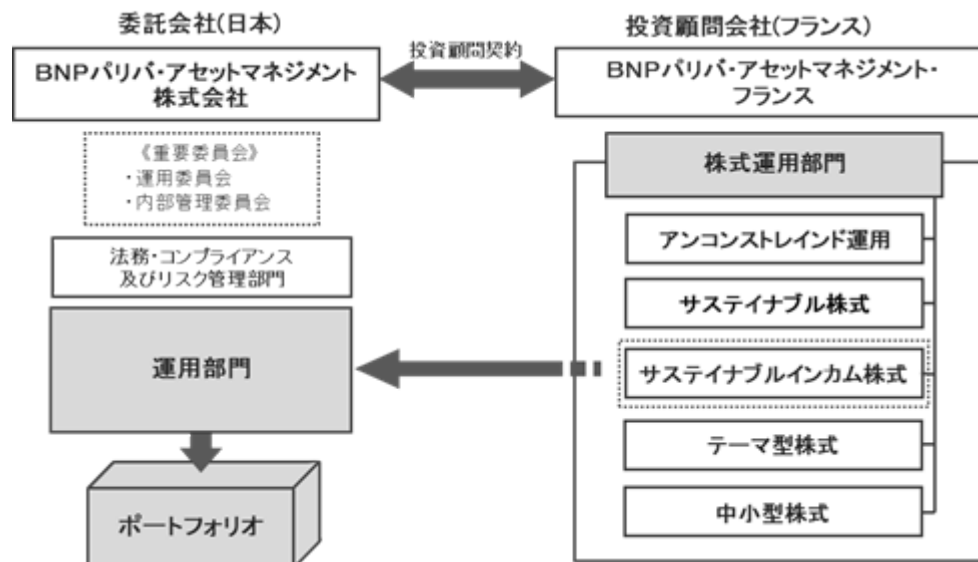
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社は、運用の効率化を図るため、マザーファンドの運用の指図に関する権限をBNPパリバ・アセットマネジメント・フランスに委託します。

当ファンドの実質的な運用は、BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスが行います。



委託会社の運用体制

- ・運用部門及びトレーディング部門（５名程度）
運用部門では、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・運用委員会（１０名程度）
原則として月１回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の投資運用に関わる業務を効果的に推進します。
- ・内部管理委員会（１０名程度）
原則として月１回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議と情報共有を迅速かつ効果的にを行います。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（５名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

上記の運用体制等は2019年６月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- 毎決算時（毎月10日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、上記の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として安定的に分配を行うことを目指します。

毎年2月、5月、8月及び11月の決算時には、基準価額水準、市況動向等を勘案し、上記に加え、売買益（評価益を含みます。）等により分配を行う場合があります。

分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

a. 信託約款における投資制限

株式への投資制限（信託約款）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

外資建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限（信託約款）

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

投資する株式等の範囲（信託約款）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができることとします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により(b)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (f) において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下(f)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下(f)において同じ。）を取り決め、その取り決

めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付けの指図及び範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図及び範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図及び範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図及び範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令による投資制限

- ・ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また、収益や投資利回りなどは未確定の商品です。

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、外国の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動きや為替相場の変動などの影響により、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

- (1) 受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動によって、上昇したり下落したりするという、また権利行使に制限があることに注意を要する必要があります。

以下は、主なリスクとその要因及び権利行使の制限に関する説明です。

価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主に欧州の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、欧州の経済や市場動向などにより株価が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

信用リスク

投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、株式などの価値は下落し、投資した資金が回収できなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建資産に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合など、機動的に組入銘柄を売却できないことがあります。その結果、売却価格が大きく低下し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

カントリーリスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済及び社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

追加設定・一部解約による資金流出入に伴うリスク

ファンドの追加設定及び一部解約による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。大量の追加設定もしくは一部解約が行われた場合、株式の売買手数料や市況もしくは取引量の影響などによる市場実勢から乖離した価格での株式の組入れ及び売却を行う必要が生じると、当ファンドの基準価額はその影響を受けます。

権利行使の制限

当ファンドは、お申込日がフランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一の場合には、原則として売買のお申込みはできません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、売買のお申込みの受付が取消または中止されることがあります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) 租税に関するリスクファクター

外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関係する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い <外国の税法に関する開示> 外国の税法」の部分をご参照ください。

外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。

外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

(4) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(5) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ・証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない場合には、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

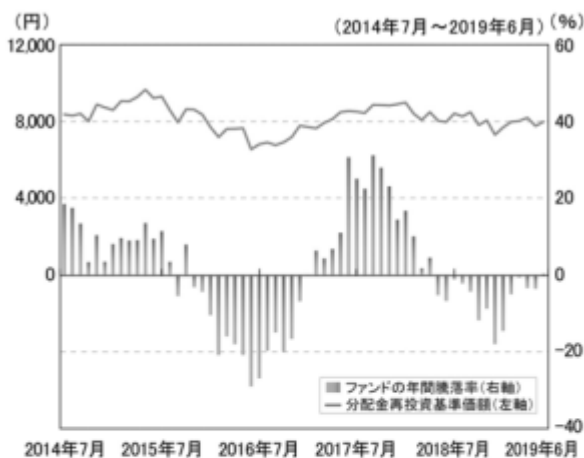
b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリング等を行います。また、投資顧問会社でもポートフォリオのリスクモニタリング等が行われます。運用部門及びプロダクト部門は、ファンドの運用計画を運用委員会に報告します。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内のリスク部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

c. 参考情報

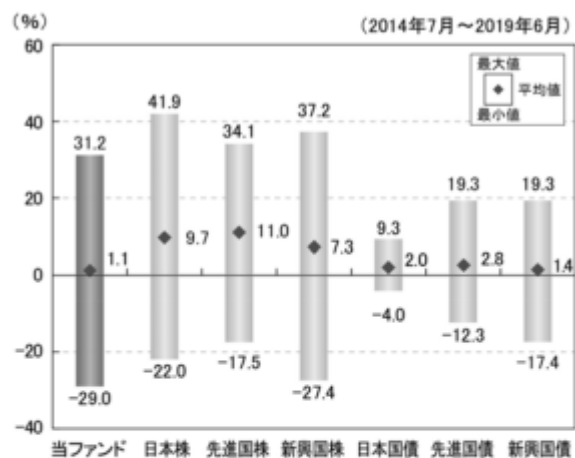
■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX): 株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス: MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債: 野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス: FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド: J.P.Morgan Securities LLC)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は、3.78% (税抜 3.5%) を上限に販売会社が定めるものとします。

申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率が10%となった場合は、3.85%となります。

販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料等で受付ける場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

ただし、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）が差引かれます。

信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の日々の純資産総額に、年率1.728%（税抜 1.60%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分は、以下の通りです。

信託報酬の総額		年率1.728 % (税抜 1.60%)	
配分	委託会社	年率0.864 % (税抜 0.80%)	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.7776% (税抜 0.72%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.0864% (税抜 0.08%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

消費税率が10%となった場合は、以下の通りとなります。

信託報酬の総額		年率1.760%（税抜 1.60%）	
配分	委託会社	年率0.880%（税抜 0.80%）	
	販売会社	年率0.792%（税抜 0.72%）	
	受託会社	年率0.088%（税抜 0.08%）	

信託報酬は、毎日計算され、毎計算期末または償還時に信託財産からご負担いただきます。

信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬には、BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、委託を受けた者と委託会社との間で別途合意されるところに従うものとします。

（４）【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に関する租税、監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を、原則として当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（2019年6月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収課税が行われます。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

* 収益分配金（普通分配金）については、源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等及び特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡損との通算を行うことができます。

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り、）及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等との損益通算を行うことができます。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 外国の税法に関する開示 >

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用が可能です。

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2019年6月末現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,317,080,658	99.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,881,854	0.52
合計(純資産総額)		1,323,962,512	100.00

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)

BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ドイツ	186,764,802	14.18
	イタリア	72,934,923	5.54
	フランス	315,090,905	23.92
	オランダ	103,627,748	7.87
	スペイン	20,613,731	1.57
	オーストリア	13,316,500	1.01
	フィンランド	9,722,576	0.74
	イギリス	280,791,719	21.32
	スイス	197,052,705	14.96
	デンマーク	20,956,777	1.59
	小計	1,220,872,386	92.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		96,167,658	7.30
合計(純資産総額)		1,317,040,044	100.00

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】（2019年6月末現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

(主要銘柄の明細)

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	BNPパリバ欧州高配当・ 成長株式マザーファンド	1,343,411,524	0.9741	1,308,617,165	0.9804	1,317,080,658	99.48

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別投資比率)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.48
合計	99.48

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（主要銘柄の明細）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	7,786	9,591.47	74,679,248	11,106.85	86,477,950	6.57
2	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	8,939	5,770.79	51,585,162	6,017.32	53,788,834	4.08
3	イギリス	株式	UNILEVER NV-CVA	家庭用品・パーソナル用品	8,214	5,799.90	47,640,391	6,499.31	53,385,410	4.05
4	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	2,024	22,721.89	45,989,115	25,802.51	52,224,297	3.97
5	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,468	9,145.10	50,005,425	9,270.04	50,688,596	3.85
6	オランダ	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	13,288	3,190.86	42,400,208	3,526.48	46,859,961	3.56
7	イタリア	株式	ENEL SPA	公益事業	62,386	641.84	40,042,305	745.22	46,491,866	3.53
8	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	1,224	34,548.75	42,287,681	37,486.72	45,883,757	3.48
9	フランス	株式	AXA SA	保険	15,645	2,490.22	38,959,518	2,817.26	44,076,189	3.35
10	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	3,378	12,246.55	41,368,847	12,680.16	42,833,597	3.25
11	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,836	7,625.89	36,878,806	8,752.77	42,328,402	3.21
12	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	耐久消費財・アパレル	890	44,041.57	39,197,003	45,119.19	40,156,080	3.05
13	オランダ	株式	KONINKLIJKE KPN NV	電気通信サービス	110,358	351.12	38,749,624	333.66	36,822,355	2.80
14	イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サービス	13,724	2,284.81	31,356,817	2,616.68	35,911,333	2.73
15	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	15,887	2,022.32	32,128,733	2,160.53	34,324,458	2.61
16	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	18,323	1,657.28	30,366,519	1,858.17	34,047,309	2.59
17	ドイツ	株式	BASF SE	素材	4,390	8,024.32	35,226,765	7,726.66	33,920,078	2.58
18	イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC	公益事業	27,422	1,123.97	30,821,535	1,137.76	31,199,782	2.37
19	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,032	28,429.83	29,339,585	30,213.59	31,180,433	2.37
20	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	3,019	7,574.78	22,868,266	9,674.26	29,206,592	2.22
21	イギリス	株式	LLOYDS BANKING GROUP PLC	銀行	356,100	79.66	28,367,382	77.65	27,652,483	2.10
22	フランス	株式	LAGARDERE SCA	メディア・娯楽	9,586	2,818.49	27,018,092	2,765.82	26,513,191	2.01
23	イタリア	株式	INTESA SANPAOLO	銀行	114,915	252.45	29,010,509	230.10	26,443,057	2.01
24	フランス	株式	VINCI SA	資本財	2,366	11,164.33	26,414,806	10,992.25	26,007,670	1.97
25	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	142,708	185.73	26,505,898	175.71	25,075,359	1.90
26	ドイツ	株式	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	自動車・自動車部品	4,013	6,341.30	25,447,666	5,915.65	23,739,521	1.80
27	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,819	5,026.38	19,195,756	5,487.50	20,956,777	1.59
28	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	41,697	513.23	21,400,281	494.36	20,613,731	1.57
29	フランス	株式	ORANGE	電気通信サービス	12,057	1,654.83	19,952,404	1,694.03	20,425,000	1.55
30	スイス	株式	ADECCO GROUP AG-REG	商業・専門サービス	3,150	5,617.48	17,695,084	6,463.53	20,360,132	1.55

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
----	-------	----	---------

有価証券報告書（内国投資信託）

株式	外国	エネルギー	8.65
		素材	3.59
		資本財	7.44
		商業・専門サービス	4.27
		自動車・自動車部品	1.80
		耐久消費財・アパレル	3.05
		メディア・娯楽	2.01
		食品・飲料・タバコ	6.57
		家庭用品・パーソナル用品	4.05
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.63
		銀行	7.19
		保険	14.14
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.74
		電気通信サービス	8.84
		公益事業	6.73
合計		92.70	

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

ファンドの各特定期間末日および2019年6月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

期		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第6特定期間末	（2009年12月10日）	10,616,943,515	10,685,340,378	4,656	4,686
第7特定期間末	（2010年 6月10日）	6,983,456,674	7,039,004,281	3,772	3,802
第8特定期間末	（2010年12月10日）	6,494,436,419	6,542,980,789	4,014	4,044
第9特定期間末	（2011年 6月10日）	5,594,676,788	5,615,224,069	4,084	4,099
第10特定期間末	（2011年12月12日）	3,657,195,950	3,673,676,189	3,329	3,344
第11特定期間末	（2012年 6月11日）	2,943,964,645	2,952,900,024	3,295	3,305
第12特定期間末	（2012年12月10日）	3,043,784,952	3,051,587,732	3,901	3,911
第13特定期間末	（2013年 6月10日）	3,364,427,965	3,371,271,849	4,916	4,926
第14特定期間末	（2013年12月10日）	3,844,468,513	3,851,393,619	5,551	5,561
第15特定期間末	（2014年 6月10日）	3,498,466,525	3,504,373,754	5,922	5,932
第16特定期間末	（2014年12月10日）	3,154,057,437	3,159,387,738	5,917	5,927
第17特定期間末	（2015年 6月10日）	2,968,485,826	2,973,149,127	6,366	6,376
第18特定期間末	（2015年12月10日）	2,316,684,909	2,320,850,785	5,561	5,571
第19特定期間末	（2016年 6月10日）	1,848,789,141	1,852,659,905	4,776	4,786
第20特定期間末	（2016年12月12日）	1,790,628,832	1,794,225,039	4,979	4,989
第21特定期間末	（2017年 6月12日）	1,832,023,112	1,835,410,698	5,408	5,418
第22特定期間末	（2017年12月11日）	1,798,947,747	1,802,120,122	5,671	5,681

第23特定期間末	(2018年 6月11日)	1,516,184,742	1,519,155,239	5,104	5,114
第24特定期間末	(2018年12月10日)	1,370,796,179	1,373,656,036	4,793	4,803
第25特定期間末	(2019年 6月10日)	1,323,589,228	1,326,303,543	4,876	4,886
	2018年 6月末日	1,475,111,330	—	5,008	—
	7月末日	1,541,604,505	—	5,277	—
	8月末日	1,502,710,500	—	5,169	—
	9月末日	1,531,376,234	—	5,301	—
	10月末日	1,399,619,712	—	4,865	—
	11月末日	1,435,734,554	—	5,015	—
	12月末日	1,287,889,517	—	4,533	—
	2019年 1月末日	1,343,559,026	—	4,760	—
	2月末日	1,380,382,622	—	4,935	—
	3月末日	1,372,346,792	—	4,954	—
	4月末日	1,375,217,020	—	5,046	—
	5月末日	1,295,127,332	—	4,764	—
	6月末日	1,323,962,512	—	4,903	—

* 基準価額は1万口当たり

* 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	分配金（円）
第6特定期間	2009年 6月11日～2009年12月10日	180
第7特定期間	2009年12月11日～2010年 6月10日	180
第8特定期間	2010年 6月11日～2010年12月10日	180
第9特定期間	2010年12月11日～2011年 6月10日	150
第10特定期間	2011年 6月11日～2011年12月12日	90
第11特定期間	2011年12月13日～2012年 6月11日	60
第12特定期間	2012年 6月12日～2012年12月10日	60
第13特定期間	2012年12月11日～2013年 6月10日	60
第14特定期間	2013年 6月11日～2013年12月10日	60
第15特定期間	2013年12月11日～2014年 6月10日	60
第16特定期間	2014年 6月11日～2014年12月10日	60
第17特定期間	2014年12月11日～2015年 6月10日	60
第18特定期間	2015年 6月11日～2015年12月10日	60
第19特定期間	2015年12月11日～2016年 6月10日	60
第20特定期間	2016年 6月11日～2016年12月12日	60
第21特定期間	2016年12月13日～2017年 6月12日	60
第22特定期間	2017年 6月13日～2017年12月11日	60
第23特定期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	60
第24特定期間	2018年 6月12日～2018年12月10日	60
第25特定期間	2018年12月11日～2019年 6月10日	60

* 分配金は1万口当たり

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第6特定期間	2009年 6月11日～2009年12月10日	4.9
第7特定期間	2009年12月11日～2010年 6月10日	15.1
第8特定期間	2010年 6月11日～2010年12月10日	11.2

第9特定期間	2010年12月11日～2011年 6月10日	5.5
第10特定期間	2011年 6月11日～2011年12月12日	16.3
第11特定期間	2011年12月13日～2012年 6月11日	0.8
第12特定期間	2012年 6月12日～2012年12月10日	20.2
第13特定期間	2012年12月11日～2013年 6月10日	27.6
第14特定期間	2013年 6月11日～2013年12月10日	14.1
第15特定期間	2013年12月11日～2014年 6月10日	7.8
第16特定期間	2014年 6月11日～2014年12月10日	0.9
第17特定期間	2014年12月11日～2015年 6月10日	8.6
第18特定期間	2015年 6月11日～2015年12月10日	11.7
第19特定期間	2015年12月11日～2016年 6月10日	13.0
第20特定期間	2016年 6月11日～2016年12月12日	5.5
第21特定期間	2016年12月13日～2017年 6月12日	9.8
第22特定期間	2017年 6月13日～2017年12月11日	6.0
第23特定期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	8.9
第24特定期間	2018年 6月12日～2018年12月10日	4.9
第25特定期間	2018年12月11日～2019年 6月10日	3.0

* 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第6特定期間	2009年 6月11日～2009年12月10日	165,751,648	5,611,405,031	22,802,971,644
第7特定期間	2009年12月11日～2010年 6月10日	258,601,644	4,545,703,961	18,515,869,327
第8特定期間	2010年 6月11日～2010年12月10日	151,484,783	2,485,897,413	16,181,456,697
第9特定期間	2010年12月11日～2011年 6月10日	103,897,786	2,587,166,882	13,698,187,601
第10特定期間	2011年 6月11日～2011年12月12日	75,397,886	2,786,759,021	10,986,826,466
第11特定期間	2011年12月13日～2012年 6月11日	44,819,704	2,096,266,579	8,935,379,591
第12特定期間	2012年 6月12日～2012年12月10日	54,710,218	1,187,309,147	7,802,780,662
第13特定期間	2012年12月11日～2013年 6月10日	478,475,205	1,437,371,645	6,843,884,222
第14特定期間	2013年 6月11日～2013年12月10日	1,157,184,597	1,075,962,542	6,925,106,277
第15特定期間	2013年12月11日～2014年 6月10日	651,725,969	1,669,602,978	5,907,229,268
第16特定期間	2014年 6月11日～2014年12月10日	187,831,691	764,759,937	5,330,301,022
第17特定期間	2014年12月11日～2015年 6月10日	122,292,275	789,292,230	4,663,301,067
第18特定期間	2015年 6月11日～2015年12月10日	43,580,566	541,005,365	4,165,876,268
第19特定期間	2015年12月11日～2016年 6月10日	33,867,509	328,979,025	3,870,764,752
第20特定期間	2016年 6月11日～2016年12月12日	21,171,503	295,729,117	3,596,207,138
第21特定期間	2016年12月13日～2017年 6月12日	26,308,238	234,928,780	3,387,586,596
第22特定期間	2017年 6月13日～2017年12月11日	18,617,550	233,828,243	3,172,375,903
第23特定期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	21,591,386	223,469,966	2,970,497,323
第24特定期間	2018年 6月12日～2018年12月10日	13,505,099	124,145,085	2,859,857,337
第25特定期間	2018年12月11日～2019年 6月10日	13,519,394	159,060,783	2,714,315,948

* 本邦以外における設定、解約はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2019年 6月29日現在）

■基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。
※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	4,903 円
純資産総額	13.2 億円

※基準価額は1万口当たり

■分配の推移

2019年2月	10 円
2019年3月	10 円
2019年4月	10 円
2019年5月	10 円
2019年6月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	2,430 円

※1万口当たり(税引前)

■主要な資産の状況

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

《投資状況（BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド(毎月分配型)）》

資産の種類	国 / 地域	純資産比率(%)
BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド受益証券	日 本	99.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.52
合計		100.00

《投資状況（BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド）》

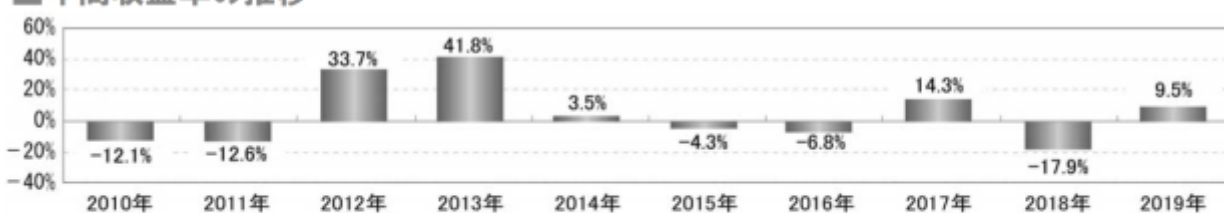
資産の種類	国 / 地域	純資産比率(%)
株式	フ ラ ン ス	23.92
	イ ギ リ ス	21.32
	ス イ ス	14.96
	ド イ ツ	14.18
	そ の 他	18.32
	小 計	92.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.30
合計		100.00

《組入上位10銘柄（BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド）》

順位	種類	国/地域	銘柄名	業 種	純資産比率(%)
1	株式	スイス	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	6.57
2		フランス	TOTAL SA	エネルギー	4.08
3		イギリス	UNILEVER NV-CVA	家庭用品・パーソナル用品	4.05
4		ドイツ	ALLIANZ SE-REG	保険	3.97
5		フランス	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.85
6		オランダ	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	3.56
7		イタリア	ENEL SPA	公益事業	3.53
8		スイス	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	3.48
9		フランス	AXA SA	保険	3.35
10		ドイツ	SIEMENS AG-REG	資本財	3.25

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間収益率の推移



※年間収益率を暦年ベースで表示しております。2019年は年初から6月末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
*運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、フランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

申込手数料率は、3.78%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めるものとし、

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数についてお申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率が10%となった場合は、3.85%となります。

販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料で受付ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

米国人投資家に係る制限

委託会社は米国において投資顧問業の登録を行っておりません。当ファンドは米国において投資手段として登録されておらず、また当ファンドの受益権は1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、今後登録される予定もないため、当ファンドの受益権は以下に定義される制限対象者に対して募集または販売することができません。

制限対象者とは、(i) 米国内に所在する人または事業体（米国居住者を含む）、(ii) 米国または米国の州の法律が適用される企業またはその他事業体、(iii) 米国外に所在するすべての米国軍事関係者、または米国の政府もしくは政府関係機関に係るすべての従業員、または(iv) 1933年米国証券法（改正を含む。）におけるレギュレーションSにより「米国人(U.S. Person)」と定義されるその他のすべての者、を指します。

当ファンドは、1974年米国従業員退職所得保障法（改正を含む。）に基づくか否かを問わず、従業員給付制度またはその資産が従業員給付制度の資産の一部を構成する事業体である投資家からの取得の申込みは受け付けません。

2【換金（解約）手続等】

換金（解約）のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

当ファンドの解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

換金（解約）のお申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての中途解約のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、フランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

解約単位は1口単位とします。ただし、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

の規定により解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして、の規定に準じて算定した価額とします。

買取請求の取扱いには販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入れ有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。外貨建資産の円換算及び予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券は、計算日の基準価額で評価されます。

マザーファンドの主要投資対象である外国株式は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における金融商品取引所の最終相場で評価しております。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「ドリパス」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限とします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。
 - ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、2分の1を超える受益者の反対がない場合に限り、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

- ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
- ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

当該書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、前述の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前述の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- 委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、ならびに監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときには、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することがあります。
- 信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の規定にしたがいます。
 - ・ あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ・ この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
 - ・ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
 - ・ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年6月及び12月に到来する計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

○投資顧問会社

投資顧問契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了されます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-am.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

（1）当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（2）収益分配金に対する権利

当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（3）償還金に対する権利

当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（4）受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（5）受益者集会は開催されません。

（6）帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2018年12月11日から2019年6月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (2018年12月10日現在)	当特定期間末 (2019年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,749,143	19,963,102
親投資信託受益証券	1,357,075,775	1,308,617,165
流動資産合計	1,375,824,918	1,328,580,267
資産合計	1,375,824,918	1,328,580,267
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,859,857	2,714,315
未払解約金	259,352	321,684
未払受託者報酬	94,064	96,306
未払委託者報酬	1,787,210	1,829,801
未払利息	48	51
その他未払費用	28,208	28,882
流動負債合計	5,028,739	4,991,039
負債合計	5,028,739	4,991,039
純資産の部		
元本等		
元本	^{1, 2} 2,859,857,337	^{1, 2} 2,714,315,948
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	³ 1,489,061,158	³ 1,390,726,720
(分配準備積立金)	71,542,529	83,783,309
元本等合計	1,370,796,179	1,323,589,228
純資産合計	1,370,796,179	1,323,589,228
負債純資産合計	1,375,824,918	1,328,580,267

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 2018年 6 月12日 至 2018年12月10日	当特定期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	58,590,414	52,541,390
営業収益合計	58,590,414	52,541,390
営業費用		
支払利息	6,783	7,534
受託者報酬	635,488	582,083
委託者報酬	¹ 12,074,223	¹ 11,059,465
その他費用	190,582	174,569
営業費用合計	12,907,076	11,823,651
営業利益又は営業損失（ ）	71,497,490	40,717,739
経常利益又は経常損失（ ）	71,497,490	40,717,739
当期純利益又は当期純損失（ ）	71,497,490	40,717,739
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	80,356	1,037,063
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,454,312,581	1,489,061,158
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,807,604	82,207,672
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,807,604	82,207,672
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,619,466	6,925,098
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,619,466	6,925,098
分配金	² 17,358,869	² 16,628,812
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,489,061,158	1,390,726,720

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

前特定期間末 (2018年12月10日現在)	当特定期間末 (2019年 6 月10日現在)
1 期首元本額 2,970,497,323円 期中追加設定元本額 13,505,099円 期中解約元本額 124,145,085円	1 期首元本額 2,859,857,337円 期中追加設定元本額 13,519,394円 期中解約元本額 159,060,783円
2 特定期間末における受益権の総数 2,859,857,337口	2 特定期間末における受益権の総数 2,714,315,948口
3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,489,061,158円であります。	3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,390,726,720円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 2018年 6 月12日 至 2018年12月10日
1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,186,410円
2 分配金の計算過程 (自 2018年 6 月12日 至 2018年 7 月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (689,362円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (23,172,436円)、及び分配準備積立金 (85,853,615円) より分配対象収益は109,715,413円 (1万口当たり373円) であり、うち、2,937,660円 (1万口当たり10円) を分配金額としております。 分配金の計算過程 (自 2018年 7 月11日 至 2018年 8 月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,559,182円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (23,029,978円)、及び分配準備積立金 (82,887,177円) より分配対象収益は107,476,337円 (1万口当たり368円) であり、うち、2,913,336円 (1万口当たり10円) を分配金額としております。 分配金の計算過程 (自 2018年 8 月11日 至 2018年 9 月10日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（57,856円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,927,765円）、及び分配準備積立金（80,969,720円）より分配対象収益は103,955,341円（1万口当たり359円）であり、うち、2,894,206円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2018年9月11日 至 2018年10月10日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（555,798円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,929,627円）、及び分配準備積立金（77,714,787円）より分配対象収益は101,200,212円（1万口当たり351円）であり、うち、2,881,974円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2018年10月11日 至 2018年11月12日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,927,868円）、及び分配準備積立金（75,056,945円）より分配対象収益は97,984,813円（1万口当たり341円）であり、うち、2,871,836円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2018年11月13日 至 2018年12月10日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,546,627円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,875,157円）、及び分配準備積立金（71,855,759円）より分配対象収益は97,277,543円（1万口当たり340円）であり、うち、2,859,857円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

当特定期間

自 2018年12月11日

至 2019年6月10日

1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

2,001,365円

2 分配金の計算過程

（自 2018年12月11日 至 2019年1月10日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,742,894円）、及び分配準備積立金（70,963,430円）より分配対象収益は93,706,324円（1万口当たり330円）であり、うち、2,837,659円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2019年1月11日 至 2019年2月12日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,329,552円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,558,155円）、及び分配準備積立金（67,436,537円）より分配対象収益は92,324,244円（1万口当たり328円）であり、うち、2,809,699円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2019年2月13日 至 2019年3月11日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,526,087円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,541,326円）、及び分配準備積立金（66,557,593円）より分配対象収益は92,625,006円（1万口当たり331円）であり、うち、2,796,239円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2019年3月12日 至 2019年4月10日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,435,417円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,228,137円）、及び分配準備積立金（66,124,855円）より分配対象収益は93,788,409円（1万口当たり341円）であり、うち、2,749,391円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2019年4月11日 至 2019年5月10日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,544,032円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,046,409円）、及び分配準備積立金（68,098,428円）より分配対象収益は103,688,869円（1万口当たり380円）であり、うち、2,721,509円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

分配金の計算過程

（自 2019年5月11日 至 2019年6月10日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,837,866円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,054,538円）、及び分配準備積立金（78,659,758円）より分配対象収益は108,552,162円（1万口当たり399円）であり、うち、2,714,315円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	前特定期間末 (2018年12月10日現在)	当特定期間末 (2019年6月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 - (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 - (3) 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)

前特定期間末(2018年12月10日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	61,626,084
合計	61,626,084

当特定期間末(2019年6月10日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	4,164,575
合計	4,164,575

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 (2018年12月10日現在)		当特定期間末 (2019年6月10日現在)	
一口当たり純資産額	0.4793 円	一口当たり純資産額	0.4876 円
(一万口当たり純資産額	4,793 円)	(一万口当たり純資産額	4,876 円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド	1,343,411,524	1,308,617,165	
合計		1,343,411,524	1,308,617,165	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	（2018年12月10日現在）	（2019年6月10日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		11,242,738	19,861,246
コール・ローン		30,960,695	43,657,003
株式		1,329,307,794	1,239,682,100
未収入金		-	681,814
未収配当金		3,704,574	4,762,953
流動資産合計		1,375,215,801	1,308,645,116
資産合計		1,375,215,801	1,308,645,116
負債の部			
流動負債			
未払金		18,074,816	-
未払利息		80	113
流動負債合計		18,074,896	113
負債合計		18,074,896	113
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	1,446,621,656	1,343,411,524
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	3	89,480,751	34,766,521
元本等合計		1,357,140,905	1,308,645,003
純資産合計		1,357,140,905	1,308,645,003
負債純資産合計		1,375,215,801	1,308,645,116

（注）親投資信託の計算期間は、原則として毎年2月1日から翌年1月31日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
--------------------	--

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2018年12月10日現在）	（2019年6月10日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 1,534,742,304円 同期中における追加設定元本額 -円 同期中における解約元本額 88,120,648円 同期末における元本の内訳 BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型） 1,446,621,656円 計 1,446,621,656円	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 1,446,621,656円 同期中における追加設定元本額 -円 同期中における解約元本額 103,210,132円 同期末における元本の内訳 BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型） 1,343,411,524円 計 1,343,411,524円
2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末における受益権の総数 1,446,621,656口	2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末における受益権の総数 1,343,411,524口
3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、89,480,751円であります。	3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、34,766,521円であります。

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。

・金融商品の時価等に関する事項

	（2018年12月10日現在）	（2019年6月10日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 - （３）上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 - （３）上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

（2018年12月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	139,145,953
合計	139,145,953

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（2019年6月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	44,343,584
合計	44,343,584

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

（2018年12月10日現在）	（2019年6月10日現在）
一口当たり純資産額 0.9381 円	一口当たり純資産額 0.9741 円
（一万口当たり純資産額 9,381 円）	（一万口当たり純資産額 9,741 円）

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	13,288	28.36	376,914.12	
	TOTAL SA	8,491	47.79	405,827.34	
	BASF SE	5,259	61.28	322,271.52	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	3,019	73.16	220,870.04	
	SIEMENS AG-REG	3,378	104.08	351,582.24	
	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	4,013	47.60	191,038.86	
	LAGARDERE SCA	9,586	23.20	222,395.20	
	UNILEVER NV-CVA	8,214	54.14	444,705.96	
	SANOFI	5,468	78.32	428,253.76	
	ABN AMRO GROUP NV-CVA	8,731	19.09	166,718.44	
	BANCO SANTANDER SA	68,533	3.96	271,699.07	
	INTESA SANPAOLO	114,915	1.83	210,616.21	
	ALLIANZ SE-REG	2,024	204.30	413,503.20	
	AXA SA	15,645	22.40	350,448.00	
	NOKIA OYJ	18,247	4.44	81,062.29	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	23,836	15.38	366,788.36	
	ORANGE	20,518	13.72	281,609.55	
	ENEL SPA	66,025	5.89	388,953.27	
ユーロ 小計		399,190		5,495,257.43 (674,982,470)	
英ポンド	RELX PLC	13,724	18.72	256,913.28	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	60,804	2.20	134,072.82	
	ASTRAZENECA PLC	4,071	60.28	245,399.88	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	15,887	15.65	248,663.32	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	356,100	0.57	205,149.21	
	AVIVA PLC	57,465	4.17	239,629.05	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	90,652	2.70	244,760.40	
	VODAFONE GROUP PLC	201,373	1.29	261,583.52	
	NATIONAL GRID PLC	36,644	8.22	301,543.47	
英ポンド 小計		836,720		2,137,714.95 (295,154,303)	
スイスフラン	ADECCO GROUP AG-REG	3,150	55.38	174,447.00	
	NESTLE SA-REG	7,786	101.40	789,500.40	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,209	269.40	595,104.60	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,261	334.10	421,300.10	

スイスフラン 小計		14,406		1,980,352.10 (217,026,786)	
スウェーデン クローナ	NORDEA BANK ABP	23,516	68.91	1,620,487.56	
スウェーデンクローナ 小計		23,516		1,620,487.56 (18,700,426)	
デンマーク クローネ	NOVO NORDISK A/S-B	6,350	323.75	2,055,812.50	
デンマーククローネ 小計		6,350		2,055,812.50 (33,818,115)	
合 計		1,280,182		1,239,682,100 (1,239,682,100)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額（単位：円）であります。

（注2）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内書で表示しております。

（注3）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	株式	18銘柄	100.0%	54.5%
英ポンド	株式	9銘柄	100.0%	23.8%
スイスフラン	株式	4銘柄	100.0%	17.5%
スウェーデンクローナ	株式	1銘柄	100.0%	1.5%
デンマーククローネ	株式	1銘柄	100.0%	2.7%

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2019年6月28日

資産総額	1,325,989,679 円
負債総額	2,027,167 円
純資産総額（ - ）	1,323,962,512 円
発行済数量	2,700,120,104 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4903 円

（参考）

BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの現況

純資産額計算書 2019年6月28日

資産総額	1,317,040,276 円
負債総額	232 円
純資産総額（ - ）	1,317,040,044 円
発行済数量	1,343,411,524 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9804 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（ 7 ） 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2019年6月末現在）

資本金の額 1億円

発行可能株式総数 500,000株

発行済株式総数 169,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

2014年8月1日に2億5,000万円の減資

2016年7月26日に2億5,000万円の増資

2016年11月30日に2億5,000万円の減資

2018年11月21日に4億円の増資

2018年12月27日に4億円の減資

b. 委託会社等の機構（2019年6月末現在）

（1）委託会社の機構

会社の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、株主総会において選任された3名以上の取締役（各取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。）から構成され、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。取締役会は、原則として代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故あるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行います。

また、取締役会が決定した会社の経営方針を執行するために必要となる重要な事項についての審議及び意思決定を的確に行うことにより効果的な経営の推進を図ることを目的として、経営委員会を設置しています。

（2）投資運用の意思決定機構

1. 委託会社の運用体制

・運用部門

運用計画の策定、運用の意思決定、取引の執行、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

・運用委員会

原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の投資運用に関わる業務を効果的に推進します。

・リスク管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスと投資リスクの状況及び約款・投資ガイドラインの遵守状況等の報告を行います。また、投資リスク及びオペレーショナル・リスクなどに関する協議を行い、また関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の日常業務におけるリスク管理を効果的に推進します。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

・内部管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議と情報共有を迅速かつ効果的に行います。

2. 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2019年6月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	28	2,085
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	285
単位型公社債投資信託	3	2
合計	36	2,373

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第20期 (2017年12月31日現在)		第21期 (2018年12月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産	* 1				
預金			899,569		963,987
前払費用			6,619		5,803
未収委託者報酬			347,529		262,888
未収運用受託報酬			133,177		122,500
未収収益			212,728		137,405
未収入金			4,398		5,486
未収消費税等			-		11,239
立替金			-		258
流動資産計				1,604,022	
固定資産					
投資その他の資産			13,538		13,317
長期差入保証金		7,538		7,317	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			13,538		13,317
資産合計			1,617,560		1,522,887

有価証券報告書（内国投資

期別		第20期 （ 2017年12月31日現在 ）		第21期 （ 2018年12月31日現在 ）	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			18,346		21,990
未払金			366,244		371,969
未払手数料		75,196		56,009	
未払委託調査費		192,152		138,900	
その他未払金		98,895		177,059	
未払費用			108,139		121,056
未払法人税等			18,641		-
賞与引当金			114,767		121,990
役員賞与引当金			32,158		17,404
流動負債計			658,297		654,410
固定負債					
退職給付引当金			220,737		226,274
役員退職慰労引当金			8,667		10,796
資産除去債務			105,136		68,236
固定負債計			334,541		305,307
負債合計			992,838		959,717
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			846,165		1,324,722
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		796,165		1,274,722	
利益剰余金			321,443		861,552
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		321,443		861,552	
株主資本合計			624,722		563,169
純資産合計			624,722		563,169
負債・純資産合計			1,617,560		1,522,887

（２）【損益計算書】

期別		第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日		第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			1,159,808		934,658
運用受託報酬			361,192		312,008
その他営業収益			728,121		489,510
営業収益計			2,249,122		1,736,178
営業費用					
支払手数料			365,682		275,559
広告宣伝費			308		227
調査費			501,938		458,746
調査研究費		35,350		27,501	
委託調査費		466,587		431,244	
委託計算費			103,101		76,749
営業雑経費			19,294		16,780
印刷費		15,420		12,901	
協会費		3,874		3,878	
営業費用計			990,325		828,063
一般管理費					
給料			785,053		788,640
役員報酬		35,499		39,830	
給料・手当		743,414		742,508	
賞与		6,139		6,301	
業務委託費			245,110		282,309
交際費			1,004		2,554
旅費交通費			23,400		16,264
租税公課			3,301		1,236
不動産賃借料			214,299		222,237
賞与引当金繰入額			111,178		114,460
役員賞与引当金繰入額			23,968		6,943
退職給付費用			51,592		53,804
役員退職慰労引当金繰入額			2,125		2,129
諸経費			151,004		157,211
一般管理費計			1,612,039		1,647,792
営業損失（ ）			353,242		739,676

期別		第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日		第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益		千円	千円	千円	千円
受取利息			0		0
為替差益			-		1,529
雑益			4,244		1,904
営業外収益計			4,245		3,434
営業外費用					
株式交付費			-		2,800
為替差損			1,001		-
雑損失			-		265
営業外費用計			1,001		3,065
経常損失（ ）			349,999		739,307
特別利益					
受贈益	* 1		500,000		-
資産除去債務履行差額			-		73,106
特別利益計			500,000		73,106
特別損失					
割増退職金			15,200		29,627
減損損失	* 2		-		161,924
特別損失計			15,200		191,551
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）			134,800		857,752
法人税、住民税及び事業税		18,641		3,800	
法人税等調整額		-	18,641	-	3,800
当期純利益又は当期純損失 （ ）			116,159		861,552

（３）【株主資本等変動計算書】

第20期
自 2017年 1 月 1 日
至 2017年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	437,603	437,603	508,562	508,562
当期変動額								
当期純利益					116,159	116,159	116,159	116,159
当期変動額合計	-	-	-	-	116,159	116,159	116,159	116,159
当期末残高	100,000	50,000	796,165	846,165	321,443	321,443	624,722	624,722

第21期
自 2018年 1 月 1 日
至 2018年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	321,443	321,443	624,722	624,722
当期変動額								
新株の発行	400,000	400,000		400,000			800,000	800,000
減資	400,000		400,000	400,000			-	-
資本準備金の取崩		400,000	400,000	-			-	-
欠損填補			321,443	321,443	321,443	321,443	-	-
当期純損失					861,552	861,552	861,552	861,552
当期変動額合計	-	-	478,556	478,556	540,108	540,108	61,552	61,552
当期末残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	861,552	861,552	563,169	563,169

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	
未適用の会計基準等 ・収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） ・収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） (1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。 ステップ1：顧客との契約を識別する ステップ2：契約における履行義務を識別する ステップ3：取引価格を算定する ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する ステップ5：履行義務を充足する時又は充足するにつれて収益を認識する (2) 適用予定日 適用時期については、現在検討中であります。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第20期 （2017年12月31日現在）		第21期 （2018年12月31日現在）	
* 1	関係会社項目 預金 892,530千円	* 1	関係会社項目 預金 957,131千円

（損益計算書関係）

第20期 自2017年 1 月 1 日 至2017年12月31日	第21期 自2018年 1 月 1 日 至2018年12月31日																		
* 1 当社の親会社であるBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングより、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。	* 2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 <table><tr><th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>事務所</td><td>東京都</td><td>建物・</td><td></td></tr><tr><td>設備</td><td>千代田区</td><td>器具備品</td><td>161,924千円</td></tr></table> （経緯） 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。 （減損損失の金額） <table><tr><td>建物</td><td>158,988 千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>2,935 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>161,924 千円</td></tr></table> （グルーピングの方法） 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。 （回収可能価額の算定方法等） 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。	用途	場所	種類	金額	事務所	東京都	建物・		設備	千代田区	器具備品	161,924千円	建物	158,988 千円	器具備品	2,935 千円	合計	161,924 千円
用途	場所	種類	金額																
事務所	東京都	建物・																	
設備	千代田区	器具備品	161,924千円																
建物	158,988 千円																		
器具備品	2,935 千円																		
合計	161,924 千円																		

（株主資本等変動計算書関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日				
1．発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	89,000	-	-	89,000
2．配当に関する事項 該当事項はありません。				
第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日				
1．発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	89,000	80,000	-	169,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 80,000株は、2018年11月21日付のBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。				
2．配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。	オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料
(借主側)	(借主側)
1 年内 158,690千円	1 年内 86,736千円
1 年超 4,255千円	1 年超 -
合 計 162,945千円	合 計 86,736千円

1. 金融商品の状況に関する事項

第20期

自 2017年1月1日

至 2017年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第20期 (2017年12月31日現在)			
2017年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。			
(単位：千円)			
科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	899,569	899,569	-
未収委託者報酬	347,529	347,529	-
未収運用受託報酬	133,177	133,177	-
未収収益	212,728	212,728	-
資産計	1,593,004	1,593,004	-
未払手数料	75,196	75,196	-
未払委託調査費	192,152	192,152	-
その他未払金	98,895	98,895	-
未払費用	108,139	108,139	-
負債計	474,383	474,383	-

(注１) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金
預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益
これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費
これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用
これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	899,569	-	-	-
未収委託者報酬	347,529	-	-	-
未収運用受託報酬	133,177	-	-	-
未収収益	212,728	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

第21期

自 2018年1月1日

至 2018年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、BNPパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第21期
(2018年12月31日現在)

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	963,987	963,987	-
未収委託者報酬	262,888	262,888	-
未収運用受託報酬	122,500	122,500	-
未収収益	137,405	137,405	-
資産計	1,486,782	1,486,782	-
未払手数料	56,009	56,009	-
未払委託調査費	138,900	138,900	-
その他未払金	177,059	177,059	-
未払費用	121,056	121,056	-
負債計	493,025	493,025	-

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	963,987	-	-	-
未収委託者報酬	262,888	-	-	-
未収運用受託報酬	122,500	-	-	-
未収収益	137,405	-	-	-

（有価証券関係）

第20期 (2017年12月31日現在)	第21期 (2018年12月31日現在)
重要性が低いと記載を省略しております。	重要性が低いと記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日																								
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2．簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>282,700千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>21,847千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>83,810千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>220,737千円</td></tr> </table> (2) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>21,847千円</td></tr> </table> 3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、29,745千円でありました。	退職給付引当金の期首残高	282,700千円	退職給付費用	21,847千円	退職給付の支払額	83,810千円	その他未払金への振替額	-	退職給付引当金の期末残高	220,737千円	簡便法で計算した退職給付費用	21,847千円	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2．簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>220,737千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>23,126千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>10,745千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td><td>6,843千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>226,274千円</td></tr> </table> (2) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>23,126千円</td></tr> </table> 3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,230千円でありました。	退職給付引当金の期首残高	220,737千円	退職給付費用	23,126千円	退職給付の支払額	10,745千円	その他未払金への振替額	6,843千円	退職給付引当金の期末残高	226,274千円	簡便法で計算した退職給付費用	23,126千円
退職給付引当金の期首残高	282,700千円																								
退職給付費用	21,847千円																								
退職給付の支払額	83,810千円																								
その他未払金への振替額	-																								
退職給付引当金の期末残高	220,737千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	21,847千円																								
退職給付引当金の期首残高	220,737千円																								
退職給付費用	23,126千円																								
退職給付の支払額	10,745千円																								
その他未払金への振替額	6,843千円																								
退職給付引当金の期末残高	226,274千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	23,126千円																								

（税効果会計関係）

第20期 自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 76,353	退職給付引当金 80,261
役員退職慰労引当金 2,998	役員退職慰労引当金 3,735
賞与引当金 40,260	賞与引当金 42,208
未払金 37,162	未払金 39,937
未払費用 35,614	未払費用 34,142
その他 72,524	その他 65,775
繰越欠損金 1,929,548	繰越欠損金 1,829,776
繰延税金資産小計 2,194,461	繰延税金資産小計 2,095,834
評価性引当額 2,194,461	評価性引当額 2,095,834
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債 -	繰延税金負債 -
繰延税金資産(負債)の純額 -	繰延税金資産(負債)の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳
法定実効税率 34.81%	当事業年度は税引前当期純損失を計上している
(調整)	ため、差異の原因についての記載を省略しており
住民税均等割 2.82%	ます。
交際費等永久に損金に算入さ れない項目 6.65%	
繰越欠損金の期限切れ 425.91%	
評価性引当額の増減額 453.42%	
その他 2.95%	
税効果会計適用後の法人税等 の負担率 13.83%	

（資産除去債務関係）

第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																
1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>103,910千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td><u>1,226千円</u></td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u><u>105,136千円</u></u></td></tr> </table>	期首残高	103,910千円	時の経過による調整額	<u>1,226千円</u>	期末残高	<u><u>105,136千円</u></u>	1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>105,136千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>1,241千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td><td>106,377千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td><u>68,236千円</u></td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u><u>68,236千円</u></u></td></tr> </table>	期首残高	105,136千円	時の経過による調整額	1,241千円	資産除去債務の履行による減少額	106,377千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	<u>68,236千円</u>	期末残高	<u><u>68,236千円</u></u>
期首残高	103,910千円																
時の経過による調整額	<u>1,226千円</u>																
期末残高	<u><u>105,136千円</u></u>																
期首残高	105,136千円																
時の経過による調整額	1,241千円																
資産除去債務の履行による減少額	106,377千円																
有形固定資産の取得に伴う増加額	<u>68,236千円</u>																
期末残高	<u><u>68,236千円</u></u>																

（セグメント情報等）

第20期 自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1．製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	1,159,808	361,192	728,121	2,249,122
2．地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
1,337,132	338,926	286,971	286,092	2,249,122
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。				
3．主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッ ジあり(適格機関投資家専用)	357,556		なし	
BNPパリバ・アセットマネジ メント・ルクセンブルク	338,926		なし	
BNPパリバ・アセットマネジ メント・ネーデルラントN.V.	286,971		なし	
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 該当事項はありません。				
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。				
(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。				

第21期
自 2018年 1 月 1 日
至 2018年12月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
1．製品及びサービスごとの情報（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	934,658	312,008	489,510	1,736,178

2．地域ごとの情報
(1) 営業収益（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
1,087,151	269,893	229,453	149,680	1,736,178

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産
該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	313,718	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	269,893	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	229,453	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

（関連当事者関係）

1．関連当事者との取引

第20期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	現金の贈与	受贈益（注1）	500,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	アムステルダム、オランダ王国	225千ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	286,971	未収収益	71,492
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	145,057	未収収益	29,700
						運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	183,869	未収運用受託報酬	48,150
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	120百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	116,636	未収収益	97,947
						業務委託契約の締結	業務委託費の支払	63,997	未払費用	22,061
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	105,832	未払費用	29,923
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	64百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	36,854	未払委託調査費	25,671

親会社 の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ブラジル LTDA	サンパウ ロ、ブラ ジル連邦 共和国	15百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	委託調査 費の支払	59,781	未払委託 調査費	37,683
親会社 の子会社	カーディフ・ アシュアラン ス・ヴィ	パリ、 フランス 共和国	719百万 ユーロ	生命保 険業	無し	運用受託契約の 締結	運用受託 報酬の 受入	35,280	未収運用 受託報酬	19,381

第21期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ホール ディング	パリ、 フランス 共和国	23百万 ユーロ	持株会 社	直接100%	増資の引受	増資 （注2）	800,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ネーデル ラントN.V.	アムステ ルダム、 オランダ 王国	225千 ユーロ	資産運 用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収益 の受入	229,453	未収収益	54,062
親会社の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ルクセン ブルク	ルクセン ブルク、 ルクセン ブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産運 用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収益 の受入	100,376	未収収益	34,651
						運用受託契約の 締結	運用受託 報酬の 受入	159,516	未収運用 受託報酬	34,212
親会社の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・フランス	パリ、 フランス 共和国	120百万 ユーロ	資産運 用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収益 の受入	96,902	未収収益	21,410
						業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	101,771	未払費用	37,076

親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	118,498	未払費用	33,558
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	64百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	51,152	未払委託調査費	27,348
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	46,962	未払委託調査費	5,753
親会社の子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	36,560	未収運用受託報酬	20,299

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

（注２）当社の行った株主割当増資を１株当たり10,000円で引き受けたものであります。

（注３）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注４）国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第20期 自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日																
・ 1株当たり純資産 7,019円 ・ 1株当たり当期純利益 1,305円	・ 1株当たり純資産 3,332円 ・ 1株当たり当期純損失 8,792円																
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>116,159千円</td></tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>116,159千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数・普通株式</td><td>89,000株</td></tr> </table>	当期純利益	116,159千円	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式に係る当期純利益	116,159千円	期中平均株式数・普通株式	89,000株	1株当たり当期純損失の算定上の基礎 <table> <tr> <td>当期純損失</td><td>861,552千円</td></tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純損失</td><td>861,552千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数・普通株式</td><td>97,986株</td></tr> </table>	当期純損失	861,552千円	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式に係る当期純損失	861,552千円	期中平均株式数・普通株式	97,986株
当期純利益	116,159千円																
普通株主に帰属しない金額	-																
普通株式に係る当期純利益	116,159千円																
期中平均株式数・普通株式	89,000株																
当期純損失	861,552千円																
普通株主に帰属しない金額	-																
普通株式に係る当期純損失	861,552千円																
期中平均株式数・普通株式	97,986株																
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。																

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社S B I証券	48,323百万円	
十六T T証券株式会社	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
とちぎんT T証券株式会社	301百万円	
西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
フィデリティ証券株式会社	9,257百万円	
ほくほくT T証券株式会社	1,250百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営みます。

十六T T証券株式会社の資本金の額は、2019年6月3日現在のものです。

(3) 投資顧問会社

名 称：BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス

資本の額：120百万ユーロ（2018年12月末現在）

事業の内容：フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社：販売会社として、募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いならびに収益分配金の再投資に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社：マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社：委託会社及び投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

2018年12月11日	臨時報告書
2019年3月8日	有価証券報告書
2019年3月8日	有価証券届出書
2019年3月12日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年3月11日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正田 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型）の2018年12月11日から2019年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド（毎月分配型）の2019年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。